

議案第37号

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和8年6月12日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

守口市コミュニティセンター条例（平成28年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後																										
第 1 条から第 1 4 条まで 略	第 1 条から第 1 4 条まで 略																										
別表第 1 略	別表第 1 略																										
別表第 2（第 5 条関係）	別表第 2（第 5 条関係）																										
<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>利用料 30分につき</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="3">西部コミュニティ センター</td><td><u>和室 1</u></td><td>略</td></tr><tr><td><u>和室 2</u></td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	区分		利用料 30分につき	略			西部コミュニティ センター	<u>和室 1</u>	略	<u>和室 2</u>	略	略		<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>利用料 30分につき</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="3">西部コミュニティ センター</td><td><u>多目的室</u></td><td>略</td></tr><tr><td><u>和室</u></td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	区分		利用料 30分につき	略			西部コミュニティ センター	<u>多目的室</u>	略	<u>和室</u>	略	略	
区分		利用料 30分につき																									
略																											
西部コミュニティ センター	<u>和室 1</u>	略																									
	<u>和室 2</u>	略																									
	略																										
区分		利用料 30分につき																									
略																											
西部コミュニティ センター	<u>多目的室</u>	略																									
	<u>和室</u>	略																									
	略																										
備考 略	備考 略																										

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。